

人流分析サービス導入業務委託
提案公募要領

令和7年7月

高松市 観光交流課 観光エリア振興室

1 目的

本業務は、本市の主要観光地である屋島などに訪問する国内観光客及び訪日外国人観光客を対象とし、スマートフォン等の位置情報による人流分析データを調査することにより、屋島などを訪れる観光客の属性別の動向や、今年度に屋島山上で実施予定の賑わい創出のための事業の実施前後の動態変化等を把握するとともに、今年度に予定している屋島活性化基本構想の改正のための基礎データとして使用することを目的とするものです。

本要領は、人流分析サービス導入業務を委託するに当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募に必要な事項を定めるものです。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

人流分析サービス導入業務

(2) 業務内容

人流分析サービス導入業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金曜日）まで

(4) 提案上限額

5,060,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公表の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 過去10年以内に完了した、国又は地方公共団体が発注した同種業務の履行実績を有すること。
- (5) プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税（参加表明者が個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

4 業者選定スケジュール

内 容	年 月 日
本提案公募の公表	令和7年7月14日（月）
参加表明書等の提出期限	令和7年7月23日（水）午後5時まで
参加資格の審査結果の通知	令和7年7月28日（月）まで
提案公募に関する質問受付期間	令和7年7月30日（水）正午まで
質問に対する回答期限	令和7年8月4日（月）まで
企画提案書等の提出期間	令和7年8月4日（月）～8日（金）午後5時まで
審査結果の通知	令和7年8月下旬（予定）

5 提案公募関係資料の交付

(1) 交付資料

- ア 提案公募要領
- イ 仕様書
- ウ 申請関係様式
 - ・参加表明書（様式第1号）
 - ・会社概要書（様式第2号）
 - ・業務実績書（様式第3号）
 - ・辞退届（様式第4号）
 - ・質問及び回答書（様式第5号）
 - ・企画提案書（鑑）（様式第6号）
 - ・見積書（様式第7号）

(2) 交付方法

高松市観光交流課観光エリア振興室ホームページ上からのダウンロードによる。

【掲載先URL】

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r7/kohyo/doutai.html>

6 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）により「（5）提出先」に提出してください。

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）（実績については、事実・内容が確認できる書類（契約書、仕様書の写し等）を添付してください。）

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出期限

令和7年7月14日(月)～7月23日(水) 午後5時まで

(5) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 観光交流課 観光エリア振興室(担当:岡崎、大廣)

電話番号:087-839-2417

(6) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無を、令和7年7月28日(月)までにEメール及び普通郵便で通知します。

なお、提出期限までに参加表明書等が到着しなかった場合又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することができません。

(7) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を提出してください。

7 提案等に関する質問

(1) 受付方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和7年7月30日(水)正午までに質問及び回答書(様式第5号)に質問事項等を記載の上、Eメールにより提出してください。

※ メール送信後、受信確認のため、送信した旨を質問受付期間中(市役所閉庁日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)に電話連絡してください。

(2) 送付先

高松市 観光交流課 観光エリア振興室(担当:岡崎、大廣)

電話番号:087-839-2417

メールアドレス:kankou@city.takamatsu.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、その都度、質問者に対して電子メールで行うとともに、質問者を特定できない形で、その内容を高松市ホームページに掲載します。

プロポーザルに参加をする者は、この回答の内容を確認の上、提案書を提出しなければなりません。提案書を提出した者は、回答を確認したものとして審査を行います。

また、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問に対しては回答を行わないものとします。

ア 質問者の明らかな誤読

イ 質問者の個人的な意見

ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの

エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの

オ 本提案公募に関係のないもの

8 企画提案書の提出

(1) 提出方法

参加資格の審査結果の通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた者であって、本プロポーザルへの参加の意思のあるものは、(2)の提出期限までに、次の書類を(3)の提出場所に持参又は郵送(配達記録の残る方法に限る。)してください。

ア 企画提案書(鑑)(様式第6号)及び企画提案書(本体)

(ア) 企画提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、9(1)「審査基準」に掲載の審査項目に留意した企画提案を示してください。

(イ) 書式 A4判(A3判片袖折りも可)

(ウ) 部数 5部(正本1部、副本4部)

※ 正本とは、会社印の押印のあるものを指す。

※ 副本とは、会社印の押印のないものを指す。

(エ) 留意事項

企画提案書は、両面印刷で15枚以内(表紙、目次はページ数に含めない。)としてください。印刷の色は、カラー、白黒を問いません。

記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述してください。

なお、提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は、一切認めません。

イ 見積書(様式第7号)

(ア) 様式及び内容

様式は、見積書(様式第7号)を用いて作成してください。また、内訳書(任意様式)を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

(イ) 部数 5部(正本1部、副本4部)

(ウ) 留意事項

見積年月日、件名及び見積金額(契約希望金額の110分の100に相当する金額)等を正確に記入してください。金額の訂正は認めません。

(2) 提出期間

令和7年8月4日(月)～8月8日(金)午後5時まで(市役所閉庁日は除く。)

(3) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 観光交流課 観光エリア振興室(担当:岡崎、大廣)

9 選定評価基準

(1) 審査基準

企画提案書等の審査における選定基準は、次のとおりとします。

提案公募参加者が1者のみであっても、評価対象とします。

下記の項目を選定員4人が審査し、1人当たり100点満点で採点します。

各選定員の合計を総合点(満点400点)とし、満点の6割以上、かつ、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位事業者として選定します。

各選定員の評価点合計が最も高い事業者が2者以上ある場合は、「提案内容の【企画

【企画力】点」が高い事業者を、候補者として選定します。「提案内容の【企画力】点」も同点の場合は、選定員で協議し、提案評価第1位事業者を選定します。

評価項目	審査視点	配点
1 提案内容	【具体性】 ・人流データの特徴・性質が、使用目的に対して有用性のあるものか。	25
	【業務理解度】 ・本業務の目的及び内容等の理解度が高く、仕様書、提案公募要領の趣旨に沿った、目的を達成するための企画が明確かつ具体的に提案されているか。	25
	【企画力】 ・提案内容が具体的で説得力があり、分析対象の詳細な属性や人の動きや流れが把握できるか。	25
2 業務実績等	・同様の業務委託の実績があり、業務を適切かつ確実に実施できる能力を有しているか。	20
3 見積金額	点数=5×(応募中の最低価格/応募者の提案価格)	5

10 事業者の選定及び結果の通知

(1) 事業者の選定

上記の評価基準に沿って審査、採点し、総得点の6割以上を獲得した事業者の中から最高得点の業者を契約事業者として選定します。

なお、審査は非公開とします。

(2) 通知

選定結果については、全ての事業者に文書で通知します。

(3) 選定に当たっての留意事項

応募者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その者の選定の対象から外し、若しくは選定を取り消し、選定結果が次点のものから順に繰り上げて契約交渉の相手とします。

ア 選定手続き業務に従事する職員又は関係者に対し、本件提案について不正に接触する行為、その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合

オ 参加資格を満たしてないことが判明した場合

カ 参加者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、参加者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合

ク 契約締結日までに指名停止となった場合

11 契約

(1) 契約内容

契約しようとする仕様や条件等について、選定された事業者と協議を行い、決定します。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。(ただし、高松市契約規則第24条各号に該当する場合は、免除する。)

(4) 支払条件

完了払いとし、本業務の完了検査合格後、適正な請求を受けた日から30日以内に支払います。

12 提案公募に関する留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 書類作成及び提出に係る費用など、プロポーザルへの参加に伴い必要となる経費は全て参加者の負担とします。

本市がやむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと認めるときは、プロポーザルの実施を中止し、又は取り消すことがあります。その場合において、参加者は、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 提出された全ての書類は、返却しません。

(4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(5) 提出された企画提案書のうち、特定された企画提案書は、特定後、一定の期間、評価結果とともに公開することがあります。なお、特定されなかった企画提案書についても公開することがあります。

非公開を求める場合は、その旨を企画提案書に記載してください。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開します。ただし、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りではありません。

(6) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできません。

(7) 参加表明者及び企画提案者が1者のみの場合においても、審査において総得点の6割以上を獲得した場合には、当該企画提案者を特定者とします。

(8) 参加者及び受託予定者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消します。

ア 提案書作成に係る不正行為が認められた場合

イ 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

ウ 定められた以外の手法により、選定員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

エ 「11 契約(1)契約内容」の協議が不調に終わった場合

オ 「11 契約(1)契約内容」の協議後の見積額が、「2 業務委託の概要(4)提案上限額」を超える場合

13 指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を次のとおり定め公表しているので、留意してください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

14 不当要求行為の排除対策

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html) を参照してください。

15 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

16 適正な労働条件の確保

労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2)雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3)労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4)賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5)労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6)(1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

17 関係規程について

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。